

杏林大学外部評価委員会
外部評価報告書

2019年3月

杏林大学外部評価委員会 委員名簿

委 員	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
	今井 浩三	東京大学医科学研究所 学術研究基盤支援室 室長・客員教授
	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授・弁護士
	秋山 慎一	三鷹市企画部調整担当部長

I 総評

昨年 11 月 26 日に発表された「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（中央教育審議会答申）では、学修者本位の教育への転換が目指されている。学生が「何を学び、身に付けることができたか」、個々人の学修成果の可視化と情報公表が求められている。こうした「学び」の質保証の再構築は、第 3 周期の各認証評価機関によっても重点的な評価項目として設定されている。大学の理念・目的を反映した全学的な教学マネジメントの時代へと改革の重心が移行しつつあると言える。

このことを踏まえながら、以下、設定された基準項目である理念・目的、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、内部質保証の 4 つの観点から総評を述べることにしたい。

<理念・目的>

大学、学部・研究科等の理念・目的は、「真・善・美の探求」という建学の精神に基づき、目指すべき方向性等を明らかにしたものとなっており、学則やホームページのほか、「大学案内（和文・英文）」「学内広報誌」等に掲載され、公表している。また、理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているとともに、その検証プロセスを適切に機能させている。とくに医学部・医学研究科では、学生に対する理念・目的の周知の有効性についてアンケートによる確認を行い、保健学部・保健学研究科では、教員及び事務職員からなる検証ワーキングチームを編成し、検証の仕組みをより機能させている点は注目される。

大学の理念・目的の実現のための教育も実施され、「face to face 教育」や「学長と新入生とのランチ会」等はその良い実践例である。

<教育内容・方法・成果>

大学および学部、研究科の理念・目的を踏まえ、それぞれ教育目標を定めたうえで卒業要件・修了要件を明確にした学位授与方針が設定されている。また、各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、かつ順次性のある科目を体系的に編成している。学士課程においては、専門教育と教養教育を開設し、専門性のみならず幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。大学院においても、各専門分野・課程に必要な科目を体系的に編成し、順次的に履修するよう配慮され、また、コースワークとリサーチワークのバランスも図られている。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、履修案内やシラバスをはじめ、大学ホームページ上で広く一般にも公開されており、必要に応じて内容を確認できるよ

うになっている。

各学部において、学業形態の柔軟な採用をはじめ、チュートリアル教育や ICT を活用した授業、プロジェクト型やフィールドワーク型といった学生が受け身ではなく主体的に学ぶことができる実践的な教育方法やアクティブラーニング方式などの多様な教育手法を採用している。研究科においても、1対1の指導体制や、少人数教育体制あるいは複数人指導体制が採用され、学生一人ひとりの研究への指導教員によるきめ細かな支援が行われている。

卒業・修了の要件は、学則、学位規定、各学部等の規定等に則り明示されている。卒業・修了は所定の審議を経て学長が認定している。修士・博士の学位についても大学院学則および学位規定に基づき実施されており、審査基準についても「ガイドブック・講義要項」であらかじめ学生に明示されている。学位授与は研究科委員会での審議を経て、学長が認定している。

各学部・研究科における学習成果を測定する評価の基準は、それぞれの教育目標に即してわかりやすく数値化された尺度により設定されている。

<学生の受け入れ>

大学は、教育の理念・目的に沿った学生の受入の方針（求める学生像、資質、学習成果）を「入試 information」や募集要項等において明確に示し、また、ホームページ等により受験生や社会一般に周知させている。各学部・研究科が求める学生を選抜する方法と社会の各分野で活躍する有為な人材を育てる教育方法を明確にかつ具体的に伝えている。

定員管理については、大学全体としては過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均は1.10倍であり、適正になされている。しかし、大学院については定員充足率が低い。広報活動の強化や遠隔授業システムの導入など、社会人学生の増加対策やカリキュラムの改正が充足率を上げた例もあるが、それ以外の更なる対策が求められる。

<内部質保証>

自己点検・評価は定期的実施され、受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって必要な情報を社会に公表している。また、文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対応している。内部質保証システムは整備され、また、学外有識者の外部評価を毎年受け、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高める工夫も見られ、大学の教育研究活動あるいは中長期的な改革計画についての検証と見直しのシステムが実行されており、PDCA サイクルの実効性を含めた内部質保証システムが適切に機能していると言える。

全体として、大瀧 純一学長の適切なリーダーシップの下で、大学の統一的な教学マネジメント体制を確立しながら、教育の質保証システムの確立に向けた全学的な努力が熱心に

続けられていると評価できる。今回の外部評価の対象は、4つの基準領域に限定されたものであるが、その内容は他大学にも十分寄与し得るものである。

最後に、すでに制定した「杏林大学内部質保証の方針」に則って、いくつかのアセスメントを用いて多面的に学習成果を可視化し、教育の内部質保証の取組みをさらに推進されることを期待している。

II 概評及び提言

【基準1】理念・目的

<概評>

杏林大学の理念・目的は、「教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする」と明記されている（学則第1条）。大学院の目的についても、大学院学則で「大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。これらの理念・目的の基本となる建学の精神は「真・善・美の探求」である。「真・善・美」はやや一般的・抽象的な言葉のようにも見られるが、普遍的な概念であり、各学部・研究科の理念・目的の規定を導き出す共通の核となっている。真理の探究、善良な人格の形成、他者を尊重し自らを律する美しい生き方という三要素（建学の精神）を各学部・研究科の分野における現代の社会的要請にも応える形で規定化している。

これらのことから、建学の精神に基づき大学及び大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると言える。また、医学のほか自然科学、社会科学、人文科学の4分野からなる学部・研究科を擁する総合大学の高等教育機関として、上記の建学の精神及び大学・大学院の目的を踏まえて、それぞれの学部・学科・専攻、研究科・専攻の理念・目的も明確に定められている。大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしたものとなっている。

次に、建学の精神、大学及び大学院の目的については、学則に明示するとともにホームページで公表しており、さらに教育研究の理念・目的は毎年度作成される「大学案内（和文・英文）」「学内広報誌」をはじめ「履修案内・授業内容（シラバス）」等においても掲載され、受験生や社会に周知されている。各学部・研究科等の理念・目的についても、同様にホームページに掲載され、公表している。

学生に対しては、履修案内やガイドブック等を入学時のオリエンテーションやガイダン

スの際に配付するのに併せて大学等の理念・目的を説明し、その周知を図っている。とくに医学部・医学研究科では、学生に対する周知の有効性についてアンケートによる確認を行っている。他方、教職員に対しても、大学の理念・目的が記載された大学案内や履修案内等を毎年度配付している。とくに医学部・医学研究科では、「大学の運営および教育研究に係る重要事項の確認」という冊子を配付し、理念・目的を含めた重要事項について再確認が行われたことを署名にて確認している点は優れている。

これらのことから、公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していると言える。

大学、学部・研究科等の理念・目的の適切性については、責任主体を学部長会議（学長議長、学部長・研究科長及び事務部門の責任者から構成）に置き、検証を行っている。大学・大学院の理念・目的の検証においては、必要に応じ、理事長、副理事長、学長の指示に基づき、学園の経営・学事に関する重要事項に関して討議し、理事会と各学部教授会を調整する「運営審議会」をはじめ、大学評議会、大学院委員会、理事会に付議することになっている。学部・研究科の理念・目的等の適切性については、それぞれ運営委員会や自己点検評価委員会などが検証を行っている。とくに保健学部・保健学研究科では、教員及び事務職員からなる検証ワーキングチームを編成し、検証の仕組みをより機能させている。

なお、大学の理念・目的を反映した効果的な教育も実施され、「face to face 教育」や「学長と新生とのランチ会」等はその実現するための良い実践例である。

これらのことから、理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているとともに、その検証プロセスを適切に機能させていると言える。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

- （1）医学部・医学研究科では、「大学の運営および教育研究に係る重要事項の確認」という冊子を配付し、理念・目的を含めた重要事項について再確認が行われたことを署名にて確認している。
- （2）保健学部・保健学研究科では、教員及び事務職員からなる検証ワーキングチームを編成し、検証の仕組みをより機能させている。
- （3）「face to face 教育」や「学長と新生とのランチ会」等は、大学の理念・目的を反映した効果的な教育実践例である。

<努力課題>

なし

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学および学部、研究科の理念・目的を踏まえ、それぞれ教育目標を定めたうえで卒業要件・修了要件を明確にした学位授与方針が設定されている。また、各学部・研究科において、教育課程の編成、実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、かつ順次性のある科目を体系的に編成している。とくに国家試験受験や資格取得等も踏まえた授業科目を開設している点は特徴的である。

総合大学として、絶えず変化している現代社会に対応しつつ個性化を図っている。例えば、医学部では、医師として必要とされる高い倫理観と豊かな人間性を備えたうえで、基本的な医学的知識や技術の習得はもとより、高いコミュニケーション能力や地域社会との関わりについても方針に示している。また、総合政策学部では、まさに多様な価値観にあふれた現代社会において、多角的な視点を持って偏りのない知識や教養を身に着けた人材を輩出するために、問題をただ発見するだけでなく、その本質を捉えて解決策を見つけ、さらにその結果を適切に他者へ正確に伝える能力を備えることを明示している。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、履修案内やシラバスをはじめ、大学ホームページ上で広く一般にも公開されており、必要に応じて内容を確認できるようになっている。

大学及び学部・研究科いずれにおいても、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関連性については、それぞれ対応関係となるように示されており、教育内容と教育方法についても具体的な取り組み内容を明記している。教育目標を達成するために多岐にわたる教育内容が設定されており、それらを学部・研究科ごとの特性に応じた多様な教育方法により修得できるよう工夫を凝らしている。

なお、成果の測定にあたっては、Grade Point Average (GPA)をはじめ、大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」、外部機関の全国模擬試験などを用いた客観的な手法による検証を重ねている。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、各教授会・研究科委員会で策定された後、学長を議長として、大学の教育と研究に関する重要事項、各学部相互の連絡調整に係る事項等を審議することを目的として設置された「学部長会議」において、適切性を検証している。全学的な方針の策定のためには、教員の意見に偏ることがないように、教育課程の編成に事務職員の参画が必要不可欠であるとの考えにより、学部長会議には学長・各学部長・各研究科長に加えて、専門的な支援スタッフで構成されている。また、医学部では、教職員全員から提起された意見の反映を行っていたり、保健学部では、検証組織を教員と事務職員とで編成された期間限定のワーキングチームとするなどの工夫を行ったりして、検証自体が形式化しないように努力している。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 医学・自然科学・社会科学・人文科学の4分野からなる学部・研究科を要する総合大学であるが、絶えず変化している現代社会に対応しつつ個性化を図っている。
- (2) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、全学レベル及び学部・研究科レベルで適切性の検証を行っている。

<努力課題>

なし

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

各学部・研究科において、それぞれの教育課程の編成、実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、かつ順次性のある科目を体系的に編成している。同時に、国家試験受験や資格取得等も踏まえた授業科目を開設している。

学士課程においては、専門教育と教養教育を開設し、専門性のみならず幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。例えば、医学部では、医学の現場でますます必要となってきたコミュニケーションに関する授業なども設定し、総合的な人材の育成に努めている。また、保健学部では、教育目標に掲げる多職種の専門教育に必要なそれぞれの分野ごとに必要とされる課題を把握し解決する力を身につけるため、学科ごとに専門性の高い知識・技術を修得するための独自のカリキュラムを編成している。さらに、総合政策学部を設定されているベーシック科目は学生がその後の進路を選択する際に有効なものとなっているほか、体系的な履修のために科目ナンバリングや履修モデルを示すなど、学生の学びの支援を適切に行っている。

大学院においても、各専門分野・課程に必要な科目を体系的に編成し、順次性に履修するよう配慮され、また、コースワークとリサーチワークのバランスも図られている。

カリキュラムに関して特徴的な点として挙げられるのが、文部科学省に採択された「地(知)の拠点整備事業」の一環として「地域と大学」や「プロジェクト演習」に

において、地域に目を向けてそこに存在するさまざまな課題を行政とともに解決するための取り組みが行われている。自治体と大学との協働により、複雑化する地域の諸課題を多角的・複層的な視点で捉えていくことは、学生のみならず、自治体職員にとっても学ぶべきものが多い取り組みである。

教育課程の適切性の検証については、すべての学部・研究科において運営委員会や教務委員会等が中心となって取り組んでいる。とくに、医学部においては、カリキュラム検討会議では全教員が参加可能であり、すべての教員の意見をくみ上げてカリキュラムの改善が行われている。

こうしたことから、教育課程の適切性の検証の責任主体、組織、権限、役割および手続は明確であり、その検証プロセスも適切に機能し、改善に結びつけていると言える。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 医療系の学部において、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。
- (2) 総合政策学部では、科目間の関連や科目内容の順次性を番号で表現する科目ナンバリングやカリキュラムマップを導入し、学生にわかりやすく提示するとともに、担任制によるきめ細かな学生支援を行っている。また、初年次から少人数クラスによる「プレゼミナール」配置し、入学時から学生が主体的な学びを身に付ける工夫を凝らしている。
- (3) 文部科学省に採択された「地（知）の拠点整備事業」の一環として、「地域と大学」や「プロジェクト演習」において、地域に目を向けてさまざまな地域課題を行政とともに解決するための取り組みが行われている。
- (4) 医学部では、教育課程が適切に設定されていることについて、カリキュラムの適切性を同学部独自のシステムである全教員が参加可能なカリキュラム検討会議において検証している。

<努力課題>

なし

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

＜概評＞

各学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態については、それぞれの授業科目の目的や内容等に応じて、講義・演習・実験・実習等の適切な授業形態を取り入れている。

学士課程において、1年間の履修科目登録の上限は、医学部（語学等の一部科目を除きすべて必修）を除いて50単位未満に設定されている。大学院の修士・博士課程においては、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を適切に行っている。

学士課程において、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法をとっている。とりわけ、学生が主体的に学ぶことができるように医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部の各学部では、チュートリアル教育やICTを活用した授業、さらにはプロジェクト型やフィールドワーク型といった学生が受け身ではなく学ぶことができる実践的な教育方法やアクティブラーニング方式などの多様な教育手法を採用している。各研究科においても、1対1の指導体制や、少人数教育体制あるいは複数人指導体制が採用され、学生一人ひとりの研究への指導教員によるきめ細かな支援が行われている。

このことから、各学部・研究科が定める教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法をとっていると見える。

学生が主体的かつ体系的な学びを進める上で履修案内としてのシラバスが果たす役割は重要である。シラバスには、履修科目における学習内容はもとより、学習手法、到達目標を明確に提示するとともに、成績の評価基準についても明記することが求められている。そして、学生への周知のみならずホームページ上に掲載することで、広く学外にも一般公開されている。シラバスに記載されている内容に即した授業が行われているかを第三者が点検・確認する体制が備えられていると言える。

教育活動の充実と教員の能力向上の促進を図るための取組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））を担う組織として、各学部にFD委員会が設置されている。各FD委員会では、学部の特性に応じた各種FD研修会を開催することにより、教育内容・方法の改善を図るとともに、参加者へのアンケートに基づき検証され、随時企画を見直すことで継続的な改善に努めている。外国語学部では、FDの取組みを広く教職員間で共有することを目的として、FD活動をまとめた「FD NEWSLETTER」を定期的に発行している。

このことから、教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、手続きは明確であり、その検証プロセスも適切に機能していると言える。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部の各学部では、学生が主体的に学ぶことができるようチュートリアル教育や ICT を活用した授業、さらにはプロジェクト型やフィールドワーク型といった学生が受け身ではなく学ぶことができる実践的な教育方法やアクティブラーニング方式などの多様な教育手法を採用している。
- (2) シラバスに記載されている内容に即した授業が行われているかを第三者が点検・確認する体制を備えており、大学が質の高い教育を学生に対して確実に提供できるような多くの工夫が凝らされている。

<努力課題>

なし

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(4)成果

<概評>

卒業・修了の要件は、学則、学位規定、各学部等の規定等に則り明示されている。卒業・修了は所定の審議を経て学長が認定している。

修士・博士の学位についても大学院学則および学位規定に基づき実施されており、審査基準についても「ガイドブック・講義要項」であらかじめ学生に明示されている。学位授与は研究科委員会での審議を経て、学長が認定している。

課程修了時の成果については、医学部では、OSCE、CBT、医師国家試験等が指標として用いられている。各学年の試験のほかに、ペーパー試験で評価ができない教育成果については、PBL チュートリアル、模擬患者を用いた OSCE により評価している。保健学部では、国家試験合格率、就職率、卒業率、志願者数等の指標を駆使して成果を評価しており、全国平均と同等かそれ以上の成果を上げている。総合政策学部では、就職率ならびに卒業者数と卒業率を指標としているが、就職率は近年次第に上昇しており、2016・2017 年度は 100% の就職率を示している。卒業率もこの 6 年間は、80%を超える水準を保っている。なお、総合政策学部では、新たな評価指標として、2017 年度より外部語学試験 (TOEIC Bridge) を導入し、初年次導入教育 (プレゼミナール) のクラス分け及び学習成果の効果測定等に

TOEIC スコアを活用している。加えて、2018 年度からは外部の標準化された教育効果測定ツール（ベネッセ社の GPS -Academic）を総合政策学部の 1 年生全員を対象に実施し、“思考力”“姿勢・態度”“経験”の 3 つの観点から学生の問題を解決する能力を測っている。

研究科も含めて学習成果を測定する評価の基準は、それぞれの教育目標に即してわかりやすく数値化された尺度により設定されていると言える。

他方で、学生側についても授業評価アンケートを実施し、大学側の学修プロセスを評価・検証する試みがなされている。アンケートでは多くの学生が授業に対して満足であると回答している。これは、大学側が学生に示したシラバスによって必要な授業が適正に行われ、明示された評価基準により学生の成績を適正に判定していることの証左である。今後は、学位授与方針あるいはカリキュラムマップで明示した学習成果の達成度を測定する独自の方法の開発が望まれる。

以上のことから、学位授与については、必要な要件を大学内外に明示しており、卒業及び修了、学位の認定も大学が定めた所定の手続きを経て適切かつ厳正に行われていると言える。

なお、2018 年に他大学で指摘された「医学部不公平入試」について、杏林大学は健全な状況であったことを強調しておく。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

- （1）各学部とも、新たな開発指標を含めてそれぞれが設定した評価指標に基づいて成果を評価しているが、近年、課程修了時の成果は良い傾向が認められる。
- （2）2018 年に他大学で指摘された「医学部不公平入試」について、杏林大学は健全な状況であった。

<努力課題>

- （1）学位授与方針あるいはカリキュラムマップで明示した学習成果の達成度を測定する独自の方法の開発が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準5】学生の受け入れ

<概評>

大学は、教育の理念・目的に沿った学生の受入の方針（求める学生像、資質、学習成果）を「入試 information」や募集要項等において明確に示し、また、ホームページ等により受験生や社会一般に周知させている。各学部・研究科が求める学生を選抜する方法と社会の各分野で活躍する有為な人材を育てる教育方法を明確にかつ具体的に伝えている。さらに、一般入試において入学者選抜の透明性を証明するために学生からの成績開示に応じている。

定員管理については、大学全体としては過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均は1.10倍であり、適正になされている。入学者数比率が超過したり（2016年度の保健学部作業療法学科の1.22）、減少したりした場合（2014年度総合政策学部の総合政策学科、企業経営学科）には定員を減・増する対策を講じ、改善を図っている。

反面、外国語学部中国語学科の収容定員に対する在籍学生数比率は0.89であり課題として残る。また、2017年度の編入学定員に対する編入生数比率については、外国語学部0.63、英語学科0.50、中国語学科0.90、観光交流文化学科0.33であり、総合政策学部でも0.23、総合政策学科0.24、企業経営学科0.21と、いずれも定員未充足の状態にあり、その原因等について検証等を行いながら一層の対応が求められる。

他方、大学院は各研究科いずれにおいても定員充足率が低い。収容定員に対する在籍学生数比率は医学研究科0.45であり、保健学研究科は、保健学専攻博士前期課程（1.07）は充足しているが、同専攻博士後期課程（0.58）、看護学専攻前期課程（0.29）、同専攻後期課程（0.33）は低い。国際協力研究科では、博士前期課程（0.65）、同後期課程（0.40）であり、後期課程が課題として残されている。広報活動の強化や遠隔授業システムの導入など社会人学生の増加対策やカリキュラムの改正（保健学専攻の前期課程）が充足率を上げた例（国際開発専攻、国際文化交流専攻、国際医療協力専攻）もあるが、それ以外の更なる対策も求められる。

学生募集及び入学者選抜については、各学部と各研究科との入学試験審議委員会が責任主体となり検証を行い、検証結果を受けた対応についての審議事項は、運営委員会の議を経て決定するという体制がとられ、公正かつ適切に実施、検証されていると言える。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

- （1）一般入試において入学者選抜の透明性を証明するために学生からの成績開示に応じている。

<努力課題>

- (1) 編入学定員の充足状況について、外国語学部が 0.63 で、英語学科 0.50、観光交流文化学科 0.33 であり、また総合政策学部 0.23、総合政策学科が 0.24、企業経営学科が 0.21 となっており、改善が望まれる。
- (2) 大学院については、医学研究科 0.45、保健学研究科看護学専攻博士前期課程 0.29、同後期課程 0.33 であり、改善努力が求められる。その際、問題の分析とともに、高度職業人養成への社会ニーズについても探求し、それに沿った改善策の検討が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準 10】 内部質保証

<概評>

自己点検・評価活動については、「杏林大学自己点検・評価規程」に基づき、全学の自己点検・評価委員会が中心となって教育研究活動等の改革改善に努めるとともに、その報告書を「杏林大学の現況」として毎年公表している。また、大学基準協会による相互評価、認証評価についても、報告書と評価結果を冊子、ホームページで公表し、さらに外部評価制度を導入し、毎年対象となる項目についての「自己点検・評価報告書」と「外部評価結果」を同じく冊子、ホームページで公表している。2018 年度には、「杏林大学自己点検・評価規程」を改正し、自己点検・評価結果に基づく改善報告の義務化などを導入している。

学校教育法（同法施行規則）による教育情報の公開については、「杏林大学の情報公開」として大学ホームページで公開している。2014 年度からは大学ポータルに参画し、教育情報を社会に公表している。公表していない情報の公開請求については、「杏林学園個人情報保護規程」等に基づき個別対応し、さらに「学部等の設置届出書」や「設置計画履行状況報告書」もホームページで公表している。

また財務情報については、事業計画、予算、事業報告書、財務三表、決算報告書、監査報告書、財産目録など財産関係書類をホームページで掲載し、財務情報等の閲覧も規定に基づいて可能となっている。

これらのことから、自己点検・評価は定期的実施され、受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって必要な情報を社会に公表していると判断する。また、文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対応していると言える。

2011 年に改正された「杏林大学自己点検・評価規程」の中で、内部質保証に向けたシス

テム及び組織を整備し、教学及び法人の各部門にそれぞれ学部等自己点検・評価委員会を設置した。全学委員会である自己点検・評価委員会が策定した10の評価基準項目には新たに「内部質保証」及び「教育課程・学修成果」が設けられ、毎年4～5項目を選んで自己点検・評価を実施するとともに、その結果を外部有識者からなる外部評価を受け、その妥当性と客観性を高めている。さらに、外部評価結果を受けて理事長・学長が改善の必要を認めた事項については、当該部門は改善を実施し、改善状況を報告しなければならない（2018年度から義務化）。なお、全学的な問題については、中長期的な大学改革に関する計画を策定・実施するための「中期計画委員会」で行われ、すでに第3次（2013～2017年度）では、八王子キャンパスの三鷹への移転など5領域の改革を推進している。

これらのことから、内部質保証システムは整備され、また、学外有識者の外部評価を毎年受け、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高める工夫も見られ、大学の教育研究活動あるいは中長期的な改革計画についての検証と見直しのシステムが実行されていると言える。このことは、PDCAサイクルの実効性を含めた内部質保証システムが適切に機能していることを示すものである。

なお、今後は策定された大学内部質保証の方針並びに新たに見直した評価基準項目に則った自己点検・評価の実施が望まれる。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

- （1）内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高める工夫として、学外有識者からなる外部評価を毎年実施し、その結果を公表するとともに改善に結び付けている。

<努力課題>

- （1）大学の内部質保証に関する方針が策定されたばかりであるが、今後はこの方針並びに新たに見直した評価基準項目に則った自己点検・評価の実施が望まれる。

<改善勧告>

なし

以上